

VII 事業系廃棄物に関するQ&A

Q 事業所とは？

A 工場、飲食店、店舗、事務所、病院、スーパーマーケット、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。



Q 少量であれば、一般家庭のごみ集積場所に出してもよいですか？

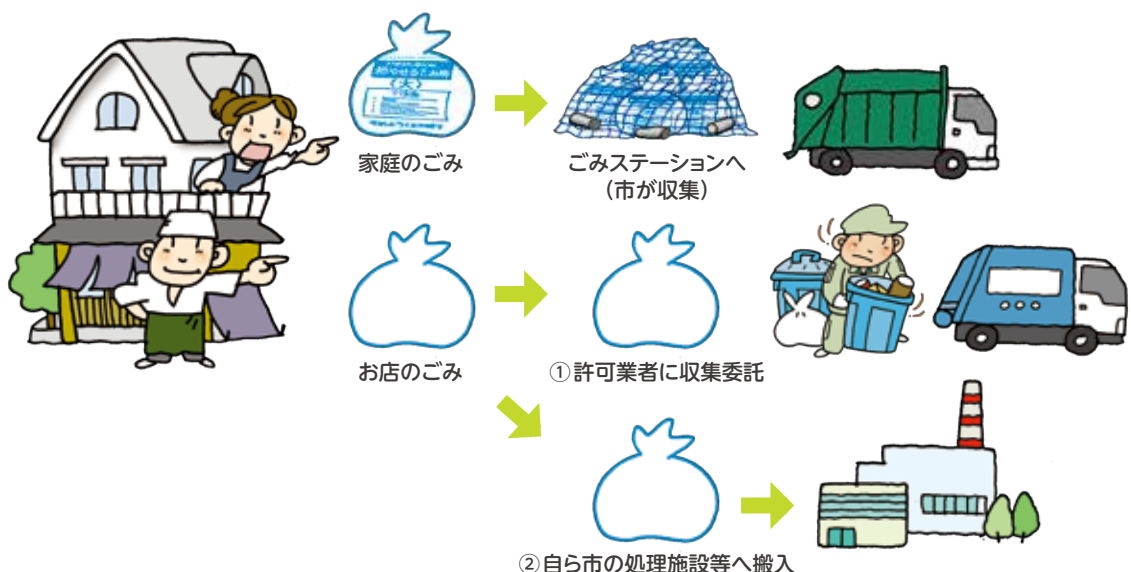
A ごみ集積場所は、家庭用のごみ集積場所です。店舗など事業活動に伴って排出された事業系廃棄物は、量の多少にかかわらず出すことはできません。P5の事業系廃棄物の処理方法に従い、適正に処理してください。



Q 店舗と住宅が一体となっていますが、お店のごみは、事業系廃棄物に該当するのでしょうか？

A 住宅から出たごみは家庭系廃棄物、店舗から出たごみは事業系廃棄物になりますので、それぞれ分けて出してください。

家庭系廃棄物は、地域で決められた家庭用のごみ集積場所へ、事業系廃棄物は、P5の事業系廃棄物の処理方法に従い、適正に処理してください。



Q 従業員の個人ごみ(飲食物、弁当容器等)は、どのように処理したらいいですか?

A 事業所から排出され、従業員の飲食に伴うものなど製造・流通・販売等の本来業務以外で発生するもので、家庭系廃棄物と同質のものについては事業系一般廃棄物として取り扱い、市の処理施設で受け入れます。
また、資源ごみ(缶、ペットボトル、びん類、新聞紙、ダンボール、雑がみ、紙製容器包装、紙パック及びプラスチック製容器包装)については、資源化の推進のため処理手数料を無料としていますので、適正な分別排出の推進にご協力ください。



Q 自社の敷地内で、焼却処分はできますか?

A 事業系廃棄物をドラム缶などで焼却することや野外焼却することは廃棄物処理法で禁止されています。(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人に対しては3億円以下の罰金)
事業系廃棄物を焼却する場合は、構造基準を満たした焼却炉で焼却する必要があります。



Q 少量しかごみがでないのに、自社の敷地内に埋め立ててもいいですか?

A 廃棄物処理法では、許可のない埋め立てを禁止しています。自社の敷地内であっても不法投棄となります。(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人に対しては3億円以下の罰金)
事業系廃棄物は、事業者の責任において適正に処理しましょう。

